

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長・一部変更)**

2022年5月3日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせいたします。今回の措置の有効期間は、5月16日までとなっています。

今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

- 屋内・屋外の店舗、施設への入場時や公共交通機関の利用時に義務付けられていた新型コロナワクチン関係の証明書（ワクチン接種証明書、治癒証明書及び陰性結果証明書）の提示義務を解除する。（※ただし、一部例外（官民の非免疫者の従業員、緊急救命除く医療機関での付添人等）では、引き続き証明書の提示が求められる場合がある。）
- 屋外でのマスク着用義務を解除する。（※ただし、駅等、クラブ等の娯楽施設、大学施設等一部の例外を除く。）
- 施設や店舗（飲食店、遺跡、博物館・美術館、劇場、映画館、クラブ等の娯楽施設、競技場、食料品店等）における各種人数制限を解除する。
- 登校のために生徒や免疫者の教員に対して義務付けられていたセルフテストの受検義務を解除する。（※ただし、クラスで感染者が出た場合等、濃厚接触者はセルフテストの受検義務がある。）
- 官民の企業・施設において、非免疫者が出勤するために義務付けられていた週2回のラピッドテストを週1回に緩和する。

※なお、屋内でのマスク着用義務については引き続き維持されています。また、公共交通機関（駅構内・空港内等含む）、及びスーパーマーケット内では二重マスク（サージカル及び布製）または高規格マスク（FFP2、N95）の着用が引き続き必要とされています。

2 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20220501_kokunai.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp